

令和8年度 保育料簡易一覧表（参考）

階層区分				0～2歳児		3歳児以上		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者			0	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C		市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	第1子 第2子 第3子	10,600 (4,240) 0	10,400 (4,160) 0	0	0	
D		1	所得割の額が 10,000円未満	第1子 第2子 第3子	13,500 (5,400) 0	13,300 (5,320) 0	0	0
		2	10,000円以上 48,600円未満	第1子 第2子 第3子	16,600 (6,640) 0	16,300 (6,520) 0	0	0
		3	48,600円以上 61,500円未満	第1子 第2子 第3子	19,600 (7,840) 0	19,200 (7,680) 0	0	0
		4	61,500円以上 81,100円未満	第1子 第2子 第3子	22,500 (9,000) 0	22,100 (8,840) 0	0	0
		5	81,100円以上 97,000円未満	第1子 第2子 第3子	25,600 (10,240) 0	25,200 (10,080) 0	0	0
		6	97,000円以上 122,700円未満	第1子 第2子 第3子	29,700 (11,880) 0	29,200 (11,680) 0	0	0
		7	122,700円以上 147,900円未満	第1子 第2子 第3子	33,800 (13,520) 0	33,200 (13,280) 0	0	0
		8	147,900円以上 169,000円未満	第1子 第2子 第3子	37,900 (15,160) 0	37,300 (14,920) 0	0	0
		9	169,000円以上 230,700円未満	第1子 第2子 第3子	42,600 (17,040) 0	41,800 (16,720) 0	0	0
		10	230,700円以上 269,100円未満	第1子 第2子 第3子	47,300 (18,920) 0	46,300 (18,520) 0	0	0
		11	269,100円以上	第1子 第2子 第3子	52,100 (20,840) 0	51,100 (20,440) 0	0	0
		12	301,000円以上	第1子 第2子 第3子	52,100 (20,840) 0	51,100 (20,440) 0	0	0

- ① 「保育標準時間」とは、最長11時間の利用時間をいいます。また、「保育短時間」とは、最長8時間の利用時間をいいます。
- ② 保育料の算定基礎となる市町村民税額は、税額控除（調整控除を除く）の適用を受ける前の額です。
- ③ 年齢は、利用する年度の前年度の3月31日現在の年齢です。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中は保育料は変わりません。
- ④ 生計を一にする子（年齢は問いません）のうち、最年長の児童は一覧表上段の額となります。
- ⑤ 生計を一にする子（年齢は問いません）のうち、最年長から数えて2人目の児童の保育料は、60%減額した額（一覧表中段（ ）内の額）となります。また、最年長から数えて3人目以降の児童の保育料は、無料となります。
- ⑥ B階層、C階層及びD1～D3階層、D4階層のうち市町村民税所得割額が77,101円未満の母子・父子世帯又は在宅の障害児（者）のいる世帯等に属する場合、保育料が減免となる場合があります。この場合、別途申請が必要です。
- ⑦ 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。また、各園によって諸費・雑費等が必要です。詳しくは各園にお問い合わせください。